

おおいた豊後大野ジオパークロゴマーク使用要領

(目的)

第1条 この要領は、おおいた豊後大野ジオパークロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(図柄)

第2条 「ロゴマーク」は、図1のとおりとする。

(ロゴマークに係る権利)

第3条 ロゴマークに関する著作権は、おおいた豊後大野ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）に帰属し、使用者がロゴマークを自己のものとして使用することはできない。

(使用許可対象)

第4条 ロゴマークは、おおいた豊後大野ジオパークを広くPRするための取組みについて使用できるものとする。ただし、次の各号に該当する場合は使用を認めない。

- (1) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用をおそれのある場合
- (2) 政治活動、宗教活動等に関する場合
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (4) おおいた豊後大野ジオパーク推進協議会会長（以下、「会長」という。）がロゴマークの使用について、不相当と認めた場合

(使用承認の手続き)

第5条 前条の規定によりロゴマークを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、おおいた豊後大野ジオパークロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が公用の目的で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌、Web等でジオパークの紹介が目的で使用する場合
- (3) 協議会会員（団体）が非営利目的で使用する場合
- (4) 豊後大野市職員等（議員、各種委員を含む）が非営利目的で使用する場合
- (5) おおいた豊後大野ジオパークガイド会員が非営利目的で使用する場合
- (6) その他会長が特に認める個人、団体等

2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、おおいた豊後大野ジオパークロゴマーク使用承認書（第2号様式）を交付するものとする。

- 3 使用者はロゴマークをしようしたものが完成した場合、ただちに協議会に一部提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料については無償とする。

(使用期間)

- 第7条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から起算して2年を経過する日以後の最初の12月31日までを限度とする。
- 2 前項に規定する使用の承認期間が終了し、再度使用の承認を受けようとするものは、第5条第1項の規定により再度使用承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、会長が必要と認めるものはこの限りではない

(承認内容の変更)

- 第8条 使用承認を受けた者が承認された内容を変更しようとするときは、おおいた豊後大野ジオパークロゴマーク使用変更承認申請書(第3号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、おおいた豊後大野ジオパークロゴマーク使用変更承認書(第4号様式)を交付するものとする。
 - 3 変更承認された内容の承認期間は、新たに承認された内容に準じ変更承認した日から起算して2年を経過する日以後の最初の12月31日までを限度とする。

(使用時の取り扱い)

- 第9条 ロゴマークを使用する場合、これを変形(縦横比率が等しい拡大、縮小は除く)し、又は色合いを変更(白黒で使用する場合は除く)してはならない。ただし、やむを得ない事情により協議会が認めた場合は、この限りではない。

(事故、苦情等の処理)

- 第10条 使用者は、ロゴマークの使用に伴い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者自らの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければならない。
- 2 前項に規定する事故等について、協議会はその責めを負わないものとする。

(使用承認の取消)

- 第11条 会長は、申請内容に虚偽があったとき、又は使用を承認したロゴマークがこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、おおいた豊後大野ジオパーク

ロゴマーク使用承認取消書（第5号様式）により承認を取り消すことができる。

- 2 会長は、第1項の規定により使用承認を取り消した場合は、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。
- 3 第1項及び前項の規定により使用者に損害が生じても、協議会はその責を負わないものとする。

（その他）

第12条 この使用要領に定めのない事項については協議会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日の前日までに相当訓令によりなされた手続その他の行為は、それぞれの訓令の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

図1（第2条関係）



おおいた豊後大野ジオパーク
Oita Bungoono Geopark